

入野松原保全整備事業請負契約書

- 1 事業名 入野松原保全整備事業（入野東浜林国有林104林班い小班 刈払い作業）
- 2 事業場所 高知県幡多郡黒潮町入野 入野東浜林国有林104林班い小班
（別紙図面のとおり）
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 令和 年 月 日 から
令和 7 年 1 月 24 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 ）
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年10月22日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県四万十市中村丸の内1707-34
氏名 分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 増原 俊光

請負者 住所
氏名

特記仕様書

1. 共通

- (1) 作業実施に当たっては、すべて誠意をもって実施し、仕様書及び図面に疑義のあるときは、甲が通知した監督職員の指示によること。
- (2) 作業実行のための諸施設及び労働者の管理については、労働関係法規その他法令の定めるところに従い違反しないこと。
- (3) 作業終了に際しては、監督職員の指示に従い作業現場の片付けを行うこと。
- (4) 本作業の実施に当たり仕様書及び図面に明記されていない事項は、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。
- (5) その他詳細及び不明な点については、監督職員の指示による。

2. 刈払い作業

- (1) 刈払い対象木は胸高直径6 cm以下の雑草木竹類とする。
- (2) 刈払い高は、20 cm以下を標準とし可能な限り地際となるよう努める。
- (3) 刈払いする場合は、他の残存木及び第三者物件、建造物、備品等に損傷を与えないように十分注意すること。
- (4) 蔓茎類は、根本から切り離しておくこと。
- (5) 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害とならないよう処理すること。

3. 事業中の安全確保

- (1) 請負者は、事業中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
- (2) 請負者は、事業着手時に安全に関する必要な事項を現場従事者に周知徹底させるものとする。

